

租税条約等の規定等による

年度分 個人市民税・県民税の届出書

年 月 日

由布市長 あて

標記の件について、次の省令等に基づき届け出ます。

- イ) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条
 ロ) 昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達

適用を受ける者	フリガナ			
	氏名			
	1月1日現在の住所(居所)			
	電話番号	生年月日		
	国籍	年齢		
	在留資格	入国年月日		
	在留期間	年月日	年月日	
	入国情の住所			
租税条約の相手国等における納税地	租税条約の相手国等における納税者番号			
在籍する学校、訓練を受ける事業所等 ※留学生、事業修習者等の届出のみ記入	名称			
	所在地			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項により、租税条約に関する届出書を_____年_____月_____日に税務署に提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	契約期間	年月日	～	年月日
	所得の種類	支払金額		
	支払方法	支払期日		
	職務の内容 ※教授等の届出のみ記入	資格 ※教授等の届出のみ記入		
納税管理人 ※届出している場合	氏名			
	住所(居所)			
	電話番号			
その他参考となるべき事項				
代筆者 ※納税義務者以外の者が届出する場合	氏名			
	住所(居所)			
	電話番号			

※添付書類

- ・本人確認書類(個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ)の写し
- ・税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し
- ・学生:在学証明書
- ・事業修習者:事業修習者であることを証明する書類(雇用契約書等)の写し
- ・交付金等の受領者:交付金等の受領者であることを証明する書類の写し

※注意事項

- ・提出期限:イ) 3月15日、ロ) 3月20日(閉庁日の場合は翌閉庁日)までにご提出ください。
- ・契約期間は、「租税条約に関する届出書」に記載した期間を記入してください。
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。